

(市 役 所)

字う 城き

市し

小川町、 積は約一八九平方キロメートルである。 ロメートルと東西に長い形状で、人口は六一、八七八(平成二二年国勢調査)、 熊本県のほぼ中央、宇土半島の南部から九州山地の山裾に位置し、 宇城市は、平成一七年一月一五日、宇土郡三角町、不知火町、 豊野町の五町が合併し誕生した。東西約三一キロメートル、 下益城郡松橋 南北一四キ

面

知火海の文化に彩られた自然景観、そして都市的機能を併せ持ったバランスの取 部分が小山脈、 れた地域である。 している。また、西の三角岳(四〇六メートル)、柴尾山(三五九メートル)と大 不知火海に向かって流れている。 東は美里町及び甲佐町、南は八代市及び氷川町、西は上天草市と接 丘陵地帯と平野部にあり、 温暖な気候に加え、美しい田園風景と不 浜戸川、 大野川、 砂川などの河川が有 北は熊本市

央部の交通の一大結節点として機能している。 八号、二六六号とJR三角線が走り、上天草市を望む西岸には三角港を有し、 **-チェンジを有する。さらにJR鹿児島本線松橋駅・小川駅、横軸には国道二一** 交通機関では縦軸に国道三号と九州縦貫自動車道が走り、市央には松橋インタ 県 商

業面での発展も著しい。 市中心部の松橋地域や大型ショッピングモールを有する小川地区を中心に、

地形に応じた、多様な産物に恵まれている。 全国で唯一現存する石積埠頭を持つ明治期に築造された三角西港、 い草などの栽培、メロン・梨・桃・栗・柿などの果樹や園芸など、 名所旧跡としては、天草五橋の一号橋である長さ約五○○メートルの天門橋 農業では、山間部でのミカン、デコポンなどの柑橘類の栽培、 平野部での米、 八朔 温暖な気候と (旧暦八

る。特に、「不知火」は全国的に有名であり、 臣甲斐宗運と相良義陽が戦った古戦場の響が原など、

い謎の火が現れ、

漆黒の海に明滅し、

あるいは燃えるが如く、

互いに離合集散す

毎年、

八朔の深夜、

不知火海に妖し

多彩な地域資源を有してい

なっている浄水寺跡(延歴九年(七九○))、天正九年(一五八一)に阿蘇家の重

がある装飾古墳である宇賀岳古墳、鉄眼禅師で有名な三宝寺、

熊本県指定史跡と

月一日)の深夜、不知火海に現れる幻想的な「不知火」、幾何学模様の線刻と丹彩

-1048-

より、 る様は、 全国各地から観光客が訪れる。 まさしく神秘の火にふさわしい霊火である。 この夜は、 九州各県はもと

市名の由来

合併協議会において新市の名称は 募があった。これを基に、各町及び新市名候補選定小委員会における選考を経て、 けて候補名を一般公募し、 宇城西部五町合併協議会において、平成一四年一一月から平成一五年一月にか 「うき市」「中九州市」、 県内外から四、 「宇城市」に決定された。 「肥後市」の四候補に絞られ、 六一六件(一、九五五種類)の有効応 最終的には、

呼ぶことが住民に広く定着しており、一般公募においても最多の得票数であった。 五町は宇土郡、 下益城郡に位置していたが、 元来、 当該地域を広く「宇城」 لح

Ξ 平成の合併検討経緯

合併関係市町村の状況



宇土郡三角町

積は約四八平方キロメートルである。 してできた町で、有明海、 昭和三〇年二月一日 果樹栽培と施設園芸を柱としている 旧三角町、 不知火海に突出した宇土半島の先端部に位置し、 郡浦村、 近年は、 大岳村、 東西の港を中心とした内外貿易 戸馳村の一町三村が合併 面

宇土郡不知火町

昭和三一年九月三〇日、 宇士半島の南岸に位置する不知火村と松合町が合併

> 漁業が営まれ、 的に知られる。 してできた町で、面積は約二九平方キロメートルである。産業としては、 果樹栽培が盛んであった。 観光では幻想的な「不知火」で全国

\equiv 下益城郡松橋町

の核となる地域であった 農業に加え商工並進の町で、 土市との境界変更によりできた町で、 昭和二九年一二月一日、 旧松橋町外三村の合併、 平成の合併時には人口や地勢面で合併関係市町村 面積は約三八平方キロメートルである。 また昭和三〇年一一月の宇

下益城郡小川町

は平坦地における農業であったが、 村の合併によりできた町で、 工業面も伸びを見せた。 昭和三三年三月三一日、 下益城郡の南端に位置する旧小川町、 面積は約四二平方キロメートルである。 近年、 大型商業施設の進出などにより、 益南村、 主要産業 海東

商

五 下益城郡豊野町

年に至り、 ルである。米作のほか、施設園芸などが盛んに行われている。 明治二二年四月に七村合併により誕生した豊野村は、 平成一二年七月一日に町制施行した。面積は約三二平方キロメート 昭和の合併を経ずに近

2 検討の経緯

併枠組みへの参加を打診した。四町側もこれに応じ、 であった松橋町を志向する町民の声が強いとの判断から、先述の四町に対して合 中央町及び砥用町との三町合併が示されていたが、豊野町は、地域の中核的な町 火町・松橋町・小川町の四町合併が示され、豊野村については、 る任意の合併協議会が設置された。 平成一二年三月に県が策定した市町村合併推進要綱においては、三角町・ 平成一四年一月、 東隣の下益城郡 五町によ 不知

五月、 平成一四年四月に法定協議会に移行して更に協議を重ねた後、 新市 「宇城市」が誕生した。 (第二編 「宇城地域」 参照 平成一七年一月

合併協議会における協定事項等

3

(※基本的協議項目及び合併特例法に規定されている協議項目を記載)

- $\widehat{}$ 合併の方式 (対等) 合併とする。
- =合併の期日 合併の期日は、 平成一七年一月一五日とする。
- \equiv 新市の名称 新市の名称は、 「宇城市」とする。
- \bigcirc 新市の事務所の位置

新市の事務所の位置については、次のとおりとする

- 新市の事務所の位置は、松橋町大字大野八五番地とする。
- 2 支所を置く 現在の三角町、 不知火町、 小川町、豊野町のそれぞれの役場の位置に
- 現在の不知火町松合出張所の位置に、 当分の間 出張所を置く。

豆 財産及び債務の取扱い

財産及び債務の取扱いについては、次のとおりとする

- 1 公有財産については、現行のまま新市に引き継ぐ
- 2 物品については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- 3 の基金については、 共通の基金額については、各町各基金の額を確保する。また、その他 合併時の保有額を持ち寄る。
- 新市建設計画

新市建設計画は、別添 「新市建設計画」に定めるとおりとする。 (略

議会議員の定数及び任期の取扱い

議会議員の定数及び任期の取扱いについては、次のとおりとする

1 成一八年四月三〇日まで、引き続き新市の議会議員としての身分を有す 議会議員の任期については、 一項の規定を適用し、現在の各町の議員は、 市町村の合併の特例に関する法律第七条 合併後一年三か月間、平

いては、二八人とする。ただし、合併後の最初の一般選挙に限り、その 定数は三〇人とする。 地方自治法第九一条第一項第七号の規定に基づく議会議員の定数につ

- 公職選挙法第一五条第六項に規定する選挙区は設けない。
- 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについては、次のとおりとする。 1 新市の農業委員会委員の任期については、 新市に一つの農業委員会を

> 置 七年七月一九日まで引き続き新市の農業委員会委員としての身分を有す の合併の特例に関する法律第八条第一項第一号の規定を適用し、 五町の農業委員会の選挙で選任された委員であった者は、 平成一 市

は、 一角町四人、不知火町三人、松橋町五人、小川町六人、豊野町二人 農業委員会の選挙による委員の定数は二〇人とし、その選挙について 選挙区を設ける。選挙区ごとの委員の定数は、次のとおりとする。

九 地方税の取扱い

個人市民税については、 次のとおりとする。

地方税の取扱いについては、次のとおりとする。

①納税義務者、税率(所得割)及び納期(特別徴収)については、現行

のとおりとする。

②税率(均等割)については、

地方税法第三一〇条の規定により年額二

五〇〇円とする。

月までの一○期とする。納期限については、各月末日とする。ただし ③徴収方法については、集合徴収とし、納期については、六月から翌三

一二月にあっては二六日とする。

2

法人市民税については、

現行のとおりとする。

3 軽自動車税については、次のとおりとする。

①納税義務者、税率及び身体障害者減免については現行のとおりとする。

③弁償金については、松橋町の例による。

②納期については、五月一日から五月三一日までとする。

町たばこ税、鉱産税及び入湯税については、 次のとおりとする。

①たばこ税については、現行のとおりとする。

②鉱産税については、現行のとおりとする。

③入湯税については、次のアからウまでのとおりとする。 納税義務者については、三角町の例による。

- 税率については、三角町の例による。
- 固定資産税については、 課税免除については、不知火町の例による。 次のとおりとする。

5

おりとする。 ①納税義務者、課税標準、税率、免税点及び地積については、現行のと

②納期については、四月、七月、一二月、二月の四期とし、納期限については各月末日とする。ただし、一二月にあっては二六日とする。市内いては各月末日とする。ただし、一二月にあっては二六日とする。市内いては各月末日とする。ただし、一二月にあっては二六日とする。市内いては、今日末日とする。ただし、一二月にあっては二六日とする。市内いては、各月末日とする。ただし、一二月、二月の四期とし、納期限につ②納期については、四月、七月、一二月、二月の四期とし、納期限につ

④固定資産税の減免については、豊野町の例による。

りとする。 ⑤誘致企業に対する固定資産税の減免については、次のア及びイのとお

期間は、三か年度とする。

誘致した工場等法第一七条の適用を受ける施設を有し、市が法第三一条、半島振興法第一七条の適用を受ける施設を有し、市が(ア)農村地域工業導入促進法第一〇条、過疎地域自立促進特別措置、工場等の指定は、次のア、イ及びウに定める工場等を対象とする。

(ウ) 市との進出協定を終えた工場等

は除外する

例による。 ⑥総合保養地域における固定資産税の不均一課税については、三角町の

6

特別土地保有税については、

次のとおりとする。

②免税点については、五、○○○㎡とする。 ①納税義務者、課税標準、税率については、現行のとおりとする。

- (一〇) 一般職の職員の身分の取扱い
- べて新市の職員として引き継ぐ。職員数については、新市において定員1 一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第九条により、す
- 職員の職の設置及び職名については、人事管理及び職員の処遇の観点適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努める。

2

- 3 職員の給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点からから、合併時に統一する。
- し、統一を図る。なお、現職員については、

現給を保証する。

地域審議会の取り扱い

事項については、次のとおりとする。(略)ては、新市において設置する。なお、地域審議会の組織及び運営に関し必要な市町村の合併の特例に関する法律第五条の四に基づく「地域審議会」につい

4 合併時の三役及び正副議長

豊野町	小川町	松橋町	不知火町	三角町	町名
長田 政敏	松永信雄	松田 利康	森茂之	吉田 等	長
瀧下好輝	佐伯祭一	I	浦上 晧二	I	助役
北岡 暉正	飯田 精也	林田 敏嗣	村﨑美孝	古田 俊一	収入役
深田 義實	坂田清一	沖村 昭夫	楠田浩	鯛瀬優一	議長
村田幸博	米村 和雄	豊田 紀代美	深水格	有馬 俊一	副議長

合併時の関係町の)現況表

5

区

分

城

芾

合 不 小知火町

併

係

町

角

町

松 関

橋

町

Щ

町

剪

【旧宇土郡三角町における合併の歴史】

四

和以

前の合併検討

経緯

1 終戦後の合併経緯と関係町村の沿革

大郡戸三 岳浦馳角 村村村町 (昭三) 角 三町 新 設 角 町

生 業

業 熊

一次産業 次産

云

た七

=

三、聖

圭 弄

一次産業

四

九

蘣

三 四

元 \pm

四

~ 翌 妄

二 五

戸

数

二, 25 六四、四至1

弄

П

芸

、九四

蓑

三九

Ŧį,

云 町

面

積 業

kni

八八宝

元三

픗

ᄪ

一六九 盐

· 픒 五品

中学

校以

中 計

学

一の学校

高

校 校

市 町市 郡戸太 大手里前中 波 制 村制 角 浦 馳 口場浦越 町 前・ 村 村村村 村 制 施 行 (明二三・ 市 1前から (明二·四·一證) 二角列 (全部事致 大 明 制 温量・村 終 戦 四村 町 時にかけ 兀 村 務組合) 制 設明郡 後 ての 設 終 状 戦 四村 (明三二·三·)(三〇新設) 新 ま 設 で *) (明三五・九・) 三角町 三 終 郡 戸 大 戦 岳 浦 馳 角 時 村 村 町 村

生産額

(百万円 (百万円) (音号円) (音号円) 学

吾(三八

岩

握

三、九三、

兲

三、六九四 四

104,1

二、九芸芸

芸芸

一、〇元

一次産業 一次産業 次産業

(音角

DГ

差

盍

Ę

臺

) 型 三

一、九品

、品票

前年

総 税

額 額 等

元 ≣

· 回 三

四

풀

四

町

村 予 税 算

Ŧį.

岩岩

三角

本町地域は、 明 別治五年 八七二) 長浜、 網 田 下 網 田 瀬 戸 \Box 浦 O各

三角浦村、太田尾村、波多村、戸馳村の四か村で一行政区域を形成し、戸長役 進渉とともに戸長役場を三角浦村に移した。二一年従来の行政区域を変更し、 ち戸馳村を除き、三角浦、 場を三角浦村に置いた。翌二二年四月、 か村を一行政区域とし、戸長役場を中村に置いたが、一九年三角港築港工事の 多三か村を一行政区域とし、その戸長役場が三角浦村に置かれた。一七年四月、 七小区にまとめられた。一二年三月、大小区制を廃止して三角浦、 村とともに第三九大区第五一七小区に編入されたが、七年四月、 三か村が合併して三角村となり、 太田尾、波多の三か村に中村、 太田尾、 波多三か村は組合村を組織したが、三二年 さらに三六年三月、 町村制の施行の際、 郡浦、前越、 戸馳の四か村を加えて七 従来の四か村のう 町制を施行して三 第一〇大区第 太田尾、 波

戸馳村

た。明治六年(一八七三)以降郡浦と合併したり分離したりを繰り返したが、 二二年独立で田井浦、 旧藩時代は郡浦手永惣庄屋の下に島の庄屋がいてその手によって治められ 内潟堂の峯の区域が戸馳村に固定した。

郡浦村

八七四) 村となり、さらに、三二年四月、 三年町村制の施行により郡浦は独立一村となり、中村、 八代県の頃、 里浦の三村と一行政区域となり、 の大小区の改正で第一〇大区八小区に編入された。一二年には中村 大岳村 里浦村とともに第三九大区一○小区となったが、 郡浦、 中の二か村が合併して郡浦村となった。 一七年には中村列 前越村が合併して中 (七村) に含まれた。 明治七年

明治一二年(一八七九)大口村、手場村、大見村を一行政区域とし、 、町村制の施行により里浦村、手場村、 大見の四か村が手場村列となり戸長役場が置かれた。その後、二二年四 なお、 前越、中村とともに一行政区域とされたが、一七年には大口、 大見村はこのとき、 松合村、 大口村の三か村が合併して大嶽村とな 永尾村と合併して松合村となった。 、手場、 里浦村

2 町村合併促進法制定後の経緯

小の合併試案は、 三角町、 郡浦村、 戸馳村の三か町村を一地区とし、 大岳村

> 出された。 光ルートの主要地点としても知られていたことから新町名も「三角町」となった。 期し、新三角町が発足した。 協議会を結成し、 地区においては特別な問題もなく合併気運の盛りあがりをみせ、大岳村の加入に 不知火両町村との合併をきらい、三角地区との合併を強く要望した。一方、三角 ついても別に異論はなかった。昭和二九年(一九五四)六月、四か町村合併促進 なお、 は接の松合町および不知火村との合併が考えられていた。しかし、大岳村は松合、 四か町村合併にあたり、新町発展の一方策として次の要望事頃が県に提 以来半年にわたり審議検討を重ねた結果、翌三〇年二月一日を 旧三角町は重要港湾三角港の所在地であり、国際観

道路の整備

- 三角、郡浦、 大岳を結ぶ南岸道路の路線改修を要望する。
- 2 三角、 太田尾、 赤瀬を結ぶ北岸道路の舗装を要望する。
- 戸馳、三角間の架橋事業を県営で実施することを要望する。

産業の振興

- 全域への拡大を要望する 新農村建設計画の指定を受けている三角町区域の、 さらに新町
 - 現在、
- 2 果樹試験場分場を三角町に設置せられたい
- 3 遠洋漁業に対する助成金を要望する。
- 全日制高校の設置

三角町に全日制高等学校を設置せられたい

回 家畜保健所の設置

家畜保健所を新町に設置せられたい

豆 県営船舶給水施設の町営移管

三角町東港にある県営船舶給水施設を町営に移管されるよう要望する。

3 合併条件および協定事項

= $\widehat{}$ 合併の形式 三角町、 戸馳村、 郡浦村、 大岳村を合併し、

町とする。

- 実施の時期 昭和三〇年二月一日
- 新町名 名は「三角町」とする
- 回 役場の位置

 \equiv

役場所在地は、 宇土郡三角町大字波多二一三番地の一とする。

駅裏建築中の事務所において執務するものとする 2 役場の建物は、 昭和三〇年度に新築することとし、 その竣工まで間

五 役場出張所

*務を行なうものとする。 現戸馳村、 郡浦村、大岳村、 三角町西港に各出張所を置き、 当分の間左記

- 戸籍に関する事務
- 証明に関する事務
- 配給に関する事務

3 2

厚生に関する事務 徴税に関する事務

5

土地、 家屋に関する事務

議員の任期

年四月三〇日までとする。 町村合併促進法第九条第一項第一号の規定を適用し、その任期は、 昭和三〇

議員選挙区 選挙区は設けない。

農業委員会の委員の任期および定数

町村合併促進法第九条の三の規定を適用し、 その定数を一六人とし、 昭和三

○年一○月三一日まで在任するものとする。

町村合併促進法第九条の二の規定を適用し、 教育委員会の委員の任期および定数 その定数を四人とし、

年一〇月三一日まで在任するものとする。

務にある合併関係町村の一般職の職員は、引き続き新町の職員として身 町村合併促進法第二四条の規定に基づき、町村合併の際、 合併関係町村の職員の身分取扱い 現にその職

分を保有せしめ、 特別職の職員は、 職員の勤続年数は、これを継承するものとする。 町村合併功労者として別に考慮するものとする。

一般職の職員の退職手当は、 国家公務員に準じて、普通退職手当の額

①昭和三○年二月末日までに退職の申出をした者一○○分の二○○ に左記に掲げる割合を乗じて得た額を支給するものとする。

②昭和三○年四月末日までに退職の申出をした者一○○分の一六○

③昭和三○年七月末日までに退職の申出をした者一○○分の一三○

 $\frac{1}{2}$ 助役の定数 一人とする。 は

部落連絡員の設置

合併関係町村の嘱託員は、これを当分現在のまま存置し、 将来必要に応じ統

合整備する。

各町村有資産は、 資産および負債 無条件で新町に提供する。

- 2 各町村有負債は、 無条件で新町に引き継ぐ。
- 消防団の統合

現在の四か村の消防機材、 器具は新町に引き継ぐ。 ただし、これが管

理維持等については当分の間従来の慣行とする

2

3 三角町新庁舎に消防団の本部を置く。 団長の下に副団長四人を置き、分団数及び団員数は現在のままとする。

五 事業

各町村における土木、 耕地その他各種継続事業および既定計画事業は継続し

て行なうものとする。

二六 左記団体の早期統合をあっせんする

- 農業協同組合
- 2 農業共済組合
- 3 漁業協同組合

昭和三〇

- 4 青年団
- 5 体育会 婦人会
- 8 商工会

その他

(一七) 昭和二 一九年度は現在のままとし、 町民税の賦課率

昭和三〇年度以降は均一

賦課率とする。

戸馳村は、

大

<u>一</u>八 郡浦村、 大字および字の名称 大岳村の大字および字は、 現在のままとし、

字戸馳を新設する

(一九) 無灯火部落の解消 解消に努力する。

の割合

の業態 その他

計 0)

三七五

杂

三、五八四

そ 農

他人 業

三、一品 公問

1,011 一、充九人

一、八十六

三四

一、至

4 合併時の三役及び正副議長

大岳村	郡浦村	戸馳村	三角町	町村名
高浜 末熊	前田 秀光	佐藤鶴亀人	石見 隆之	長
中山	坂本亥		尾山	助
厚	亥之吉		宗男	役
木下	坂本	大賀	浦本	収入
平吉	徳蔵	勤	源蔵	八役
橋本士	木村	佐藤	佐々士	議
末次郎	義久	重蔵	木龍三	長
西山	新野	尾山	馬場	副議
勇吉	日 扫	直幸	吉津	長

上の学校

学

県 玉

税 税

納 納 高 中 公

税 税 等

額 額

千円 千円 校

五、三六四 [편(인]

芸 ద

一七〇三回

益

咒(

中学校以

学

校

官

署

薑

一六

[]

5 合併時の関係町村の現況表

生業	業態		面	戸	人	[₹.
計	その他人		積 平方粁	数戸	口人	5	7
1,000	四八三	二二元	咒·八七	三、五九一	一八、四九七	角町	i j
四、八六六	三三量	一、五四一	西兰宝	世中,	八五八	三角町	合
1,010	九七	九三	4.40	弄一	二、九六六	戸馳村	併
五二	垂	0113	一七・九二	ボド	四、五六二	郡浦村	町
114	兲		10.00	四六	二三六	大岳村	村

【旧宇土郡不知火町における合併の歴史】

		Ė		事会	前	市	県
		奎 須		事会社、丁	年	町	1674
	1	150		場、	度	村	税
	そ	農	鉱		予	税	納
				万資	算	納	税
計	の		I.	(資本金五百)	総	税	176
	他	産	莊	上五百	額	額	額
千円	千円	生千円	産千円)	千円	千円	千円
		臺				=	
Ξ,	111111111111111111111111111111111111111	、主奏	严温米	Ξ	く0′三町	一益	六,0九九
, 		,t.l.l			量	三	五、
天八、	利川 0110	0110,411	1,100	三	三年、三十年	月,000	五、二六四
<u>⊞</u> ,	Ŧ,	~			八	11	
1 00	₩′000	1100	11100	_	八三品	11,114	兲
五一、六〇〇 一四八、四五九	三	四六、三〇〇 二二二、七九九			111	Ŧ.	
要	川州 000	七九九	长长()	_	111/11011	五、三、三	芸
七六、九一三		六五、六三七			五	=,	
三	Ι	至	二、三元	ı	英、三八四	三 天 六	\equiv

1 終戦後の合併経緯と関係町村の沿革



大松永高 亀 長 伊 小 制 村制前・ 見合尾良松崎 村制 村村 施行前から終戦時にかけての 明松 明長 (明三]・四・|新設 不 市 言·四·一村 三崎 一崎 知 制 火 町 新設 村 制 後 終 (大五·五·一町制施行)-松 合 村———— 戦 礻)状況 ま (明三:三:三)新設 終 松 不 戦 知 合 時 火 町 村

不知火村

それぞれ設置され、 長が置かれたが、二二年の町村制の施行の際長崎、 し、本村の地域は、三つの行政区域に分かれ、民選の戸長によって治められた。 村は松橋町と、また、浦上、長崎、亀松は三か村で、それぞれ一行政区域をな き、伊無田村は松山、境目、東松崎の各村と、柏原、 旧郡浦手永に属した村は第一〇小区となり、一二年の郡区町村編制法施行のと 小区の改正後は、第一〇大区のうち、 治めた。さらに六年、白川県(九年、 められていた。明治四年(一八七一)七月の廃藩置県により熊本県(五年、白 浦上、長崎、 七年、伊無田村を除く七か村が御領村列として一行政区域となり、官選の戸 亀松の各村は、 伊無田、 高良村はそのまま独立した。 小曽部、 同年一一月に八代県に属し、 郡浦手永の下にあって、それぞれ庄屋によって治 小曽部、 浦上、 熊本県と改称)に合併された。 御領、 旧松山手永に属した村は第一一小区に、 伊無田の五か村が合併して不知火村が、 高良の各村は、 亀松の二か村が合併して長 小曽部、 里正を置いて、これを 松山手永の下に、 御領、高良の各 七年の大

> |村となった。 |その後、三二年三月三〇日、不知火、長崎、高良の三か村が合併して、不知

二) 松合町

町村合併促進法制定後の経緯

推進することになった。 推進することになった。 推進することになった。 一〇月五日、不知火村、松合町、大岳村の三か町村の の合併試案である三か町村合併についての説明を聞き、三か町村の合併を協議し 長、助役、正副議長および各種団体の長などが松合公民館に集まり、県から、県 長の日本である三か町村の日本である。 の合併試案である三か町村合併についての説明を聞き、三か町村の合併を協議し の合併試案である三か町村合併についての説明を聞き、三か町村の三か町村の

的条件と財政規模の不均衡等により協議は暗礁に乗りあげた。そこで、不知火村および松合町は、二か町村を推進することになったが、地理

豊川村の四か町村に、 験者五人の合計九人をもって構成する任意の町村合併促進委員会を設置し、 明した。このときの村民の大勢は、松橋町ブロックとの合併の意見が多かった。 会を開き、町村合併促進法ならびに宇城地方の合併気運および合併の状況等を説 長および地方事務所長などをまじえて県の合併試案について懇談を行ない、さら によって合併の促進をはかることになった。 一回の村民懇談会を開いて懇談を行なった結果、 回の会議を開催し、 同年三月一一日、不知火村は、前回と同じメンバーを集め県からも出席して第 翌二九年一月、不知火村は、松合町からの申し出により両町村の三役、 同年二月、村議会議員、部落代表、各種団体の長を集めて第一回の村民懇談 合併交渉のため松橋ブロックの松橋町、 村議会議員 各委員会および協議会等の委員を派遣すると 合併促進委員会は、 村長、 村議会議員三人、学識経 当尾村、 三月一七日、 豊福村、 正

松合町に対しても同メンバーを派遣することを決めた。

して、 係町村住民の意向調査に乗りだすことを決めた。 町村合併促進協議会は、既定の方針で合併を進める考えを示し、不知火村の加入 四月五日に開かれた松橋地区町村合併促進協議会に不知火村合併促進委員が出席 呈するに至った。その翌日、 については難色を示したので、 問の状況を検討した結果、再度、 続いて三月二七日、第二回の促進委員会を開いて、 松橋ブロック不知火村合併に対する意向を質した。これに対して松橋地区 さらに第三回の促進委員会を開き、 不知火村の松橋ブロック合併は前途多難の様相を 、松橋ブロック関係町村を訪問することを決め、 先の松橋ブロック関係町村 松橋ブロック関

なったが意見がまとまらず、 第四回の促進委員会を開き、 を継続することになった。 四月一六日、 不知火村公識者全員と各部落より代表一〇人以内の参集を求めて 促進委員会は、 委員長がこれまでの経過を報告したあと、 引き続き松橋ブロック合併への努力 懇談を行

火村と合併する意思のあることを正式に伝えた。 くことにしたが、この日、松合町から代表三人が不知火村を訪れ、 議員全員を促進員に委嘱し、 五月五日、第五回の促進委員会を開き、 同月一五日、促進委員と促進員との合同協議会を開 松橋ブロック合併再検討のため村議会 松合町が不知

の時期がくるのをひそかに待っていたという状態であった。 が大岳村の離脱により壊れたあとは、不知火村との合併を唯 松合町では、 県の合併試案である不知火村、松合町、 大岳村三か村合併の構想 の目途として、 そ

波状的に訪問し、 併促進に動きはじめた。すなわち、代表者が、松橋ブロック四か町村の有力者を の熱意が強固なものであることを察知し、不知火村とともに松橋ブロックへの合 それぞれ意見を交換した。このころ、松合町では不知火村の松橋ブロック合併へ の合同協議会を開き、松橋町議会議員二人と松合町から二人の関係者が出席し、 前回の促進委員会の決定どおり、五月一五日、不知火村は促進委員と促進員と 松合町の松橋ブロック合併へのあっせんを依頼した。

はみえなかった。 た松橋町議会議員からは何らの回答もなく、 五月一九日、 前回の協議会において、 不知火村では促進委員と促進員との第二回の合同協議会を開いた 不知火村の松橋ブロック合併へのあっせんを約束し 松橋ブロック合併への進展のきざし

> 三か町村は不知火村との合併を正式に拒絶することの態度を明らかにした。これ 処方を要望した。 併を正式に拒絶した。これにより、事態は急激に変化したものの、 と時を同じくして、松合町へも松橋町議会議員が訪れ、 お、松橋ブロックとの合併意欲を捨てず、さらに松橋町との合併について県に善 五月二四日に至り、 松橋町議会議長ほか議員六人が不知火村を訪れ松橋町 松合町の松橋プロック合 不知火村はな にほか

けたあと、今後の対策のため、 六月二四日、 第六回の促進委員会を開き、 さらに七月一七日に村民懇談会を開くことを決め 委員長からこれまでの経過報告を受

を行なうことになった。 三〇〇人を集めて、 (四)その他、の四項を印刷したカードを有権者全員に配布し、記名式住民投票 これに基づき同一七日、 村単独でいくか、(二) 合併村民懇談会を開いた結果、 第七回の促進委員会を開き、 松合町と合併するか、 村民の世論を調査するため、 (三) 宇土町と合併するか 引き続き村内の代表者約

入された。 九月一一日、 なお、不知火村大字伊無田地区は、宇土町編入の要望が強かったので、二九年 同地区の境界変更の議決がなされ、一〇月一日をもって宇土町へ編

りである。 談会に移り、 一〇月三日、 住民投票による世論調査の結果を発表した。 不知火村は、 第八回の促進委員会を開き、 その結果は、 続いて、 第五回村民懇 次のとお

投票総数 村単独でいく 三二三三票 九八一票

松合町と合併する 〇二 三 票

宇士町と合併する 六六五票

その他

その他 松橋町と合併する 五三四票 一九票

一一票

この結果、促進委員会は、「村の最高議決機関である村議会の良識に一任する。」 無効

橋ブロック合併への望みは断たれ、事態は全く白紙にかえった。ということを全会一致で決定し、促進委員会を解散した。こうして不知火村の松

等と書いた無数ののぼりを押し立てて、合併事務局のある不知火村役場に押しか 認めろ」、「促進法による分村へ」、「松合町との合併反対、 刺激し、将来にしこりを残す結果ともなると考え、一応事態を静観することとし、 合併反対を無視して、なおかつ合併事務を進めることは、ますます住民の感情を ける等の反対運動が起こった。このため、村当局はこのように根強い松合町との 松橋町に接している不知火村大字御領の一部住民が、「松合町合併反対」、「分村を 務局を不知火村役場に置き、両町村合併の事務を進めることとなった。ところが、 知火村と合併したい旨の意思表示を行なったので、不知火村長は、同月一三日の 合併事務局を一時閉鎖することにした。 か。」と発言し、事態は、 村議会の席上、「松合町と一応合併して、しかるのちに次の事態を考慮してはどう 翌三〇年一月一七日、 一〇月一一日、松合町より三役および正副議長が不知火村を訪れ、 促進法に基づく二か町村合併促進協議会が設けられ、 不知火、松合の二か町村合併の方向に動きはじめた。 松橋町との合併促進」 事 不

った。

の大きのというによって大きな負担を背負うことになり、新町の町と合併することは、不知火村にとって大きな負担を背負うことになり、新町の町と合併することは、不知火村にとって大きな負担を背負うことになり、新町の町と合併することは、不知火村にとって大きな負担を背負うことになり、新町の町と合併することは、不知火村にとって大きな負担を背負うことになり、新町の町と合併することは、不知火村にとって大きな負担を背負うことになり、新町の町と合併することは、不知火村にとって大きな負担を背負うことになり、新町の町と合併することは、不知火村にとって大きな負担を背負っている。

新不知火町が誕生した。

新不知火町が誕生した。

新不知火町が誕生した。

新不知火町が誕生した。

新不知火町が誕生した。

新不知火町が誕生した。

新不知火町が誕生した。

新不知火町が誕生した。

新不知火町が誕生した。

因みに、「不知火」の名は、景行天皇の伝説にちなんでつけられたものである。

たと伝えられている。 まい。主のない火であろう。このような霊火があるから、この国を火の国というない、産のない火であろう。このような霊火があるから、この国を火の国というない。主のない火であろう。このような霊火があるから、この国を火の国というない。主のない火であろう。このような霊火があるから、この国を火の国というない。主のない火であろう。このような霊火があるから、この国を火の国というない。主のない火であろう。このような霊火があるから、この国を火の国というない、誰も答えるものがなかったので、天皇は、「これは人間の火ではあるない、主のない火であろう。」といわれ、以来、この主知らずの火を「不知火」と呼ぶようになったとは、企べない。 はいったとしている。 はいったので、天皇は、熊襲打伐後、鹿児のであろう。」といわれ、以来、この主知らずの火を「不知火」と呼ぶようになったとも引くこともできない。主のない火であろう。このな知がなかったのであろう。」といわれ、以来、この主知らずの火を「不知火」と呼ぶようになったともできない。

も有名であったので、新町名も「不知火町」と決定された。 このように、「不知火」の名は、関係住民に古くから親しまれ、また、全国的に

合併条件および協定事項

3

- (一) 合併の形式 不知火村、松合町を合体し、町とする
- (二) 実施の時期 昭和三一年九月三〇日
- (三) 新町名 「不知火町
- (四) 役場の位置 当分の間、不知火村大字高良二七一〇番地とする。
- (五) 役場出張所 松合町役場を出張所とする
- (六) 議員の任期 合併の日より一年間、引き続き在任するものとする。
- (七) 議員の選挙区および定数

のとおりとする。 新町発足後、合併関係町村の区域を単位に選挙区を設け、議員の定数を左記

不知火選挙区 八人 松合選挙区

合併の日より昭和三二年七月一九日まで在任するものとする(八) 農業委員会委員の任期

- 助役の定数 一人とする。
- (一〇) 合併関係町村の職員の身分取扱い

|併の際、現にその職にある一般職の職員は、引き続き新町の職員としての

身分を保有し、勤務年数は継続する。

職手当を支給する。 合併の日より一年以内に退職した者に対しては、 国家公務員の例によって退

(一一) 部落嘱託員の設置

当分の間、現在のままとし、将来必要に応じて統合整備する。

- 財産および負債
- 合併関係町村の財産は、 無条件で新町に提供する
- 合併関係町村の負債は、 無条件で新町に引き継ぐ。
- $(-1 \pm)$ 消防団の統合

購入する。 合併関係町村の消防機械器具は、 新町に引き継ぎ、ガソリンポンプを

- 2 不知火町に消防団の本部を置き、 合併関係町村に分団を設置する
- 3 分団数および団員数は、当分の間、 現在のままとする。

<u>一</u>四 事業

続して行なう。 合併関係町村における土木、耕地その他各種事業および既定計画事業は、 継

<u>二</u> 五 農業協同組合、漁業協同組合、農業共済組合 左記の団体の早期統合をあっせんする。

青年団、婦人会、商工会、体育会

を存置する。 当分の間、合併関係町村の漁業協同組合は、 組合員の資格に関し、 その制限

二六 町村税の賦課率 三か年以内に均衡を失しないよう調整する。

(一七) 大字および字の名称

合併関係町村の大字および字は、現在のままとする。

<u>一</u>八 無灯火部落の解消に努力する。

4 合併時の三役及び正副議長

> 5 合併時 の関係町村の現況表

1	1 1 1 1
村善兵衛	善兵
内政五郎	政五
役	役収入役

県	国	上の学校	中学校以	官		<i>の</i> 害) <u>/</u>	ŧ į	業		=	戸	人		
税	税	学校	校以			- - -	- 1	業 1	態		面	, .		⊵	ζ.
納	納	高	中	۲)	<i>0</i> 当	りを生	-	È	業 岩 戸 白	形					
税	税	等		公	į			f							
額	額	学	学		計	その	農	計	その	商工	積			S.	}
千円	千円	校	校	署	人	他人	業 人	人	他人	業 人	平方粁	数戸	口 人		
														7 4	Г Г
二、大七二	八三五	ı	=	10	六、石三	一、八九七	四、七三四	五、三七五	四、 空 六	부르부	完·	1,"111111111111111111111111111111111111	11,00%	ア ク 田	印 火 丁
														不知	合
一、八八四	六、六七七				四、三六九	九七三	三	二、四八九	二〇門	四四四四	宝・只	一三六	六、八七八	不知火村	併
品	44	ı	_	六	允	블	四	允	咒		X	<u></u>	六		
														松	町
	_				=			=	=				五 、	松合町	村
六	、四七四	ı	_	四		土园	三	二、八六	二、五〇	弄	三四三四	一、〇三年	壳	即」	

	1								
松	終	旧下益城郡松橋町における合併の歴史】		_	Ė		会社	前	井
橋	戦後	益城		產			나 다 다 다	年	町
町	0	郡		客	貝		場、事	度	村
	併	橋		そ	農	鉱	業場(予	税
	経緯	町 に					資本	算	納
	と関	おけ	計	の		エ	金五	総	税
	終戦後の合併経緯と関係町村の沿革	う る	н	他	37:	75-	会社、工場、事業場(資本金五百万円以上)	額	額
	村	併	千		産	産	以上	壬	千円
	のシ	の 麻	千 円	千円	千円	千 円	1)	円	円
	革	更	三三五、五四七	一八、五四〇	一九八二三二	一八八宝	I	三四、三六〇	一五、六八七
			1個1,000	ハゼ、000	垣川1000	1,000	I	一八、一九、	0′九七三
			九四、五四七	三一、五四〇	盟、 三二	一七、八七五	I	一六、一六三	田、七一田

市

制

町村制施行前から終戦時にかけての状況

豊 豊 福川

村 村

(昭二九橋

た・一二・一新記 町 ――――

設

松 橋 町

(昭三〇・一一・一上町大字松山の一部

一境界変更)

大久浦萩曲古西竹両内豊浅砂御東南豊松野貝内尾野山郷間田福川川船崎崎橋村村村村村村村村村村村村村村村村村村 明当 明豊 市 制 四村 四村 四村 町 村 新設 新設 新設 制 後 終 戦 ま で 終 松 豊 当 豊 戦 Ш 福 尾 時

言い伝えによれば、次のとおりである。「まつばせ」という町名の源は明らかでなく、確かな根拠もないが古老からの り、大野村とともに、現在の不知火町の柏原、御領、高良地区と同じ行政区域 の下では、第一〇大区第一小区に属し、 った。その後二二年の町村制施行に伴い独立村となった。 に属していたが、一七年の改正により大野村ほか九村とともに一行政区域とな 旧藩時代は河江手永に属していたが、 明治七年 (一八七四) の改正大小区制 一二年には郡区町村編制法の施行によ

松橋方面の台地と、宇土半島の台地や山岳地帯との間、

すなわち不知火町

った。この瀬戸が「松葉の瀬戸」と呼ばれていたらしく、「まつばのせと」が「ま い瀬戸であり、 つばせ」となり「松橋」になったのであろうといわれている。 小曽部およびその北方有明海に開ける一条の水田地帯は、 不知火海と有明海はこの瀬戸で連なり、 宇土半島は宇土島であ 昔細長

(一八七〇) 徳川時代に干拓された新地で、直接には河江手永の管轄に属し、豊崎、 浅川、砂川および東松崎の区域がそれぞれ村をなしていた。明治三年 藩政改革に際し、各村に与長を置き、その上に里正があって統治 御 船

して豊川村となった。 域は松橋町列に加えられた。二二年町村制施行により豊崎村ほか五か村が合併 四か村の区域とに分かれていたが、その後一七年の区域の変更により、本村地 明治一二年の郡区町村編制法施行の際の行政区画は、 西下郷および久具の六か村の区域と浅川、 砂川、 豊崎、 新田出および住吉の 船、 崎

区がそれぞれ村をなしていた。 旧藩時代は河江手永に属し、 豊 褔 竹崎、 両仲間、 内田および西下郷の各地

豊福村となった。 町列に加えられた。 七年区域変更によって、豊福村など四か村は、 明治一二年(一八七九)郡区町村編制法施行の際は、 両仲間の各村は浦河内村と行政区域を同じくし、一方、 南豊崎および東松崎の各村と同じ行政区域に属することとなったが、 二二年の町村制施行により、 豊福村ほか四か村が合併して 曲野村列に、西下郷村は松崎 内田、 西下郷村は久具、 豊福、 豊

当尾村

村編制法施行により、曲野、 五年には里正が廃止されて戸長によって治められることにった。 治三年(一八七○)の藩政改革により里正によって総括されることになったが へおよび大野の区域ごとに庄屋があってそれぞれ村をなしていた。 旧藩時代は河江手永惣庄屋の支配を受け、曲野、 久具は西下郷ほか四か村と、 古保山、 また大野は松橋ほか三か村とそれぞれ 荻野は三か村で、 古保山、 浦川内は豊福村ほか三 萩尾、 一二年郡区町 その後、 浦川内、 明 久

> 治され、 両仲間、 行政区域となったが、一七年改正されて曲野、 村が合併して当尾村となった。 の戸長によって治められていた。 荻尾および竹崎の八か村が一行政区域となり、 一方、久具、大野の両村は松橋町ほか七か村と一行政区域をなし、他 二二年の町村制施行により、 浦川内、 一人の戸長によって統 古保山、 曲野村ほか五か

町村合併促進法制定後の経緯

2

おり、 ことになった。 四か町村合併を予定し、この試案に基づき関係四か町村の合併問題が協議される もち、住民の人情風俗も類似している等、 促進法の施行に伴なう県の合併試案も松橋町、 松橋町ほか三か村合併 また地理的条件、 経済的条件等からみても一つの地区としてのまとまりを この地域は、従来から学校、 合併への条件が整っていたといえる。 当尾村、豊福村および豊川村の 伝染病院を共同設置して

勢は、不知火村、 同年五月には松合町からも合併加入の申込みがなされた。しかし、 九年(一九五四)三月下旬に、不知火村から合併加入の申込みが行なわれ、また、 関係町村の協議にあたっては、別段特記するほどの問題はなかったが、 松合町の加入をあらゆる面から適当と考えず、五月下旬正式に 松橋地区の大

両町村の合併加入を拒否した。 このように四か町村の合併はさして問題もなく、二九年一二月一日をもって新

松橋町の発足をみるに至った。

昭和三〇年 区は、地理的および経済的な条件により早くから松橋町 入された。 が、新松橋町が発足したあと一段と編入の気運が高まり、 宇土郡との境界変更 宇土町のうち、大字松山の岩谷、 (一九五五)一一月一日をもって同地区は境界変更により松橋町に編 への編入を希望していた 宇土町と協議の結果、 国嶽および外野の各地

3 合併条件および協定事項

 $\overline{}$

合併の形式

松

豊川村、

豊福村、

当尾村を合体し町とする。

- =実施時期 昭和二九年一二月一日
- 新町名 町 名は 「松橋町」とする。

 \equiv

- 四) 役場の位
- 地は、松橋町大字大野八五番地) 1 役場の所在地は、下益城郡松橋町字大道三九五番地の一とする。(現在
- 2 建物は昭和三○年度に新築することとし、それまでの間は松橋町役場
- (五) 役場出張所 出張所は設けない。 にて執務する。
- (六) 議員の任期

町村合併促進法第九条第一項第一号の規定を適用し、その任期は在任期間と

- (七) 議員の選挙区 選挙区を設けるものとする。
- (八) 農業委員会の委員の任期、定数

○年五月三一日まで在任するものとする。 町村合併促進法第九条の三の規定を適用し、その定数を二七人とし、昭和三

(九) 教育委員会の委員の任期および定数

議会議員の任期と同様とする。 町村合併促進法第九条の二の規定を適用し、その定数を、四人とし、任期は、

(一〇) 合併関係町村の職員の身分取扱い

- 1 昭和二九年二月末日までに退職の申出をした者一○○分の二○○
- 2 昭和三○年二月末日までに退職の申出をした者一○○分の一六○
- 3 昭和三○年五月末日までに退職の申出をした者一○○分の一三○
- 一一) 助役の定数 一人とする。
- 合并関系の属託員はこれを当一二) 部落連絡員の設置

資産および負債

合併関係の嘱託員はこれを当分現在のまま存置し、将来必要に応じ統合する。

- 1 各町村有資産は、無条件で新町に提供する。
- 2 各町村有負債は、無条件で新町に引き継ぐ。
- (一四) 消防団の統合
- を購入する。 現在の四か町村の消防機械、器具は新町に引き継ぎ、ガソリンポンプ
- 松橋町に消防団の本部を置き、各町村に分団を設置する。
- 分団数および団員数は、当分の間現在のままとする。
- (一五) 国民健康保険

3 2

豊福村、豊川村健康保険事業は、町村合併促進法第一八条により存続し、新

村民税の賦課率については、均一課税とする。町発足後三か年以内において全区域内に実施するよう考慮する。

(一六) 事業

、 ∦記 / いず (こう) いしい。 各町村における土木・耕地およびその他各種の継続事業および既定計画事業

(一七) 次の団体の早期統合をあっせんする。

農業協同組合、農業共済組合、青年団、婦人会、体育会、商工会、その

(一八) 町民税の賦課率

開通減額で調整する。 均一課税とし、標準税率以上とする。ただし、旧豊福村に対しては、三か年

(一九) 大字および字の名称

合併関係町村の大字および字は、現在のままとする。

(二〇) 無灯火部落の解消

4 合併時の三役及び正副議長

当尾村	豊福村	豊川村	松橋町	町村名
池上	福田田	上原	浜田	長
巌	典蔵	茂	政雄	扙
北岡	蔵岡	岡崎美	上田	助
秀雄	範三	美代次	恵一	役
上野	揃田	関	緒方	収入
定雄	清一	鉄蔵	隆	役
丸目寿	村上	吉田	米沢	議
一郎	二男	長雄	次一	長
吉田	島田	池上	坂口宇	副議
末人	清一	重茂	十之助	長

5 合併時の関係町村の現況表

区

分

松

橋町

合 豊

併

町 福村

村

松橋町

荊村

当尾村

-	田士尼	町村制前 市制・町村制後終戦まで	- (市制・町村制施行前から終戦時にかけての状況)- (市制・町村制施行前から終戦時にかけての状況)	海東村 ————————————————————————————————————
			 	・三新設川

の割合 生 業

その他

農

業

五、六〇六

二

六

、公問

<u></u>

二())

の業態

そ

0)

他

二、八公四

四四四

計

三五、六七〇

圭

一、公門

芝

業 態 面 戸 人

平方粁

· 委 八八八

三四 芸 至

数戸

三三善

흫

九上

1

終戦後の合併経緯と関係町村の沿革

П

喜

克

都市的

商

業

一、四
芜

一、0 吴

四五

荒

業

態

計 0) 工 積

一一一

웃

살0 芸

四宝

丟 弄

そ

他

中学校以 上の学校

学

高 中 公

学

校 校 官

署

県 玉

納 納

税 税 等

額 額

> 千円 千円

三、公园 三三二

三四

三三四 一,莊

一二、三六 五八八

四

云

税 税

【旧下益城郡小川町における合併の歴史】

		生 産		事業社、工場	前	市
		預		場場、工場、	年	町
	そ	農	杂	场、	度	村
	~	反	鉱	万容	算	税納
計	の		エ	(資本金五百)	総	税
	他	37:		上五百	額	額
千円	千円	産千円	産千円		千円	千円
图110′11110	00円	千円 四分、110	111,000	_	六六、左至0	川0′ 屮国长
二六、〇〇〇 一〇五、九〇八 一〇五、六四二	_	₹′000	111,000	_	三三五十	七、四六七
一〇年、九〇八	用00	一〇五、四〇八	ı	-	0111,1111	八三三
	_	0五、四0八 一0五、六四二	_	-	一三、六六九	六、九五六
一八0、六十0	_	一八0、六七0	ı	ı	上、二 国	八,000

中 南 西北小川村 南 北 北南 北江 1海東村-[海東村-| 川 | 村-| 川 | 村-- 小野村-部 部 小 小 田田野野村村村村 田 明三二・ 明三二・ 明海 (明二二・四・ 小 小野部田 三東・ 四町 四村 四村 新設 新 設 小 河 海 東 江 町 村 村

河江村

かれたが、一七年の行政区の改正により、川尻など八か村が一行政区域となっ 新田出、住吉は、浅川、 た。すなわち、新田、南新田、川尻、 一二年、郡区町村編制法の施行により、 て、二二年の町村制施行による合併の基礎をなした。 1制においては、 の五か村が第二小区に、 藩時代は、 河江手永惣庄屋の支配を受けた。明治七年 白川県第一二大区に属し、南新田、 砂川とともに一区となって、それぞれに戸長役場が置 江頭、 河江、 北新田、江頭、 本村の地域は二つの行政区域に分かれ 北新田の三か村が第三小区になった。 新田、 河江の六か村が一区と、 (一八七四) 川尻、 新田

小野部田

法の施行により、北小野村、中小野村、南小野村、南部田村、北部田村の五か区制においては、第一二大区第三小区に編入されたが、一二年の郡区町村編制旧藩時代は、河江手永惣庄屋の管下にあった。明治七年(一八七四)の大小

なった。 二年、町村制施行に伴ない、この北小野村ほか四か村が合併して小野部田村と村が同一行政区域に編制され、戸長役場の統治下に置かれることになった。二

(三) 小川町

(四) 海東村

海東、 年の町村制の施行に伴い、 となって戸長役場が置かれたが、 行されると、 同 明治三年(一八七〇)、庄屋は里正に改められ、本村の地域は、東海東および北 の大小区制においては、小川町の一部とともに第一二大区第四小区に編入され、 旧藩時代は、河江手永に属し、上江頭に会所を置く惣庄屋の支配を受けた。 一戸長の統治を受けた。 南海東および西海東にそれぞれ里正が置かれて村政が行なわれた。七年 北海東および東海東、 一二年、 四か村が合併して海東村となった。 七年に両区域は一区域にまとめられ、 南海東および西海東がそれぞれ一行政区域 大小区制が廃止され、 郡区町村編制法が施

町村合併促進法制定後の経緯

2

とした一ブロックを形成しており、 町村の執行部および議会は、 定に伴ない発表された県の合併試案でも、 九月の上旬に、 小川、 その後、 海東、 事務局においては、 河江および小野部田の四か町村は、 最初の四か町村合併促進協議会を開催したが、 四か町村合併を目途として昭和二八年(一九五三) 四か町村合併議案の作成、 人情、 この四か町村合併が考えられていた。 風俗等も類似していた。 従来から小川町を経済の中心 行財政の現況調査等 町村合併促進法制 このため四か

うとする声がもちあがった。この小野部田、河江両村の動きに対して、小川町は 四か町村合併ができない場合は、海東村を除いた三か町村合併という線をもちだ したが、小野部田、 河江の両村内に、小川町、 ·村合併の準備が進められていったが、 河江の二か村合併の意向は意外に強固なものであった。 海東村との合併に反対し二か村のみで合併 協議が重ねられていくうちに、 小野 しょ

併促進協議会が設置され、その日の協議会で、翌三○年四月一日をもって二か村 いて合併の議決がなされ、三〇年四月一日をもって益南村が発足した。 二月までの間に数回にわたり協議会が重ねられた結果、一二月五日両村議会にお が合併し、 河江の二か村合併の動きが、 う意向が強く、 との合併も望めない状況にあったため、 **益南村の誕生** このように四か町村合併の計画は、 方、海東村は、 益南村として発足する等の主要事項が決定された。その後、二九年一 再三にわたって既定方針どおり四か町村合併の実現を主張した。 小川地区との合併ができない場合は、地形的な関係で他地区 具体化してきた。昭和二九年九月一一日、二か村合 なんとか四か町村合併を実現したいとい 途中で挫折し、 小野部田

0)

間は、 があったが、結論としては、 ばらく現状維持を主張する者と、村民の世論があれば合併の考えもあるという者 席上で、小川町、 するなど合併促進を図った。 働きかけを行ない、県においても合併呼びかけのパンフレットを三か町村に 小川町の誕生 県の主催により益南、 小川町、 小川町および海東村はそれぞれ独自の立場で、 海東村においても合併の動きは休止の状態であったが、翌三〇年 - 益南村の合併議決がなされた昭和二九年一二月以降しばらくの 海東村は極力三か町村合併を主張したのに対し、 三か町村合併に努力することを申し合わせた。 小川、海東の三か町村合併懇談会が開かれた。この 益南村に対して合併 益南村にはし に配布 0

海東村からの呼びかけもますますはげしくなった。三二年一月一六日、 ないとして住民投票が考えられたが、この投票についてもその結果を心配する者 か町村合併についての知事勧告をだしたため、 や議会および執行部だけでは態度を決定しかねる状態になる一方、 益南村における意見の対立ははげしく、益南村と小川町だけの二か町 あるいは、いずれの町村とも合併しない案等の意見も強くなり、 そこで、 益南村は、 最終的には住民の世論をまつほかは 益南村もいよいよ態度を決定しな 小川町 県は、 および もは

> 事勧告に対して、益南村としてはこれ以上合併を推進することは困難であるとし れぞれ三か町村合併の議決をして、その旨を県に報告した。 て、 が強く、心配された事が事実となった。このような状況から、 住民投票が行なわれ、合併賛成一、二〇五票、合併反対一、八六四票で合併反対 ŧ 県の合併計画の変更を要望したが、小川、海東の両町村では、 住民投票を実施するか否かについて論議された。結局、 一月にだされた知 同年三月一〇日、 同年四月、 そ

三二年一〇月に入り、 止状態になったが、県ならびに小川町、 動きが開始された。 しかし、益南村の住民投票の結果により、 三か町村の長および議長の六者会談が開かれ、 海東村は、 合併促進の動きはその後しばらく休 なお三か町村合併を希望し、 再び合併

もって新小川町の発足をみた。 月には、第一回の三か町村合併促進協議会が開催されるに至った。 なく、ただ、合併条件について多少の論議があった程度で、三三年三月三一日を にわたり協議が重ねられた結果、三か町村合併という基本方針にはさほど反対は このころになると、 益南村における合併反対の意見も大分やわらぎ、 同年一二 数回

なかった。 するため境界変更がなされたが、 月一日、 益南村と竜北村との境界変更 益南村と八代郡竜北村との間に、 小川町の誕生より前の昭和三三年 この変更地区には居住する者もなく別に問題は 土地改良事業の結果、 境界を明確に (一九五八

3 合併条件および協定事項

河江村、 小野部田村の合併

- $\widehat{}$ 合併形式 合体合併
- 実施の時期 昭和三〇年四月一日
- 回 四 役場の位置

 \equiv

新村名

名を「益南村」とする

五 役場の出張所 出張所は設けない

下益城郡河江村南新田四七七番

地

現河江村役場を増築し充てる。

- 議員の任期

.江村および小野部田村議会の議員は、 町村合併促進法第九条第 一項の規定

に基づき昭和三〇年四月二九日まで在任するものとする。

合併関係町村の職員の身分取扱い 選挙区は設けない

併関係町村の一般職の職員は、引き続き新村の身分を保有せしめ、 町村合併促進法第二四条の規定に基づく町村合併の際、 現にその職にある合 職員の勤続

一般職の職員の退職手当は、国家公務員に準じて普通退職手当の額に、 次に

年数は、これを継承するものとする。

掲げる割合を乗じて得た額を支給するものとする

昭和三〇年四月末日までに退職した者一〇〇分の二〇〇以下

2 昭和三〇年六月末日までに退職した者一〇〇分の 六〇以下

特別職の退職者は、町村合併功労者として別に考慮するものとする 3 昭和三〇年九月末日までに退職した者一〇〇分の一三〇以下

助役の定数 一人とする。

0 部落連絡員の設置

合併関係町村の嘱託員は当分現在のままとし、将来事情に応じ統合整備する。

資産および負債

両村有資産は、無条件で新村に提供する。

両村有負債は、 無条件で新村に引き継ぐ。

国民健康保険

小野部田村国民健康保険事業は、町村合併促進法第一八条により存続し、 新

村発足後三か年以内に全区域に実施するよう考慮する

両村における土木、 耕地その他の継続事業および既定計画事業は、 継続して

行なうものとする。

団体の統合を左のとおりあっせんする。

益南村婦人会の設置について

昭和三〇年四月一日、 益南村婦人会を設置し、 その支部として益南村西部

婦人会と益南村東部婦人会を置くものとする。

益南村青年団の設置について

昭和三〇年四月一日、 益南村青年団を設置し、 その分団として益南村西部

青年団と益南村東部青年団を置くものとする。

昭和三〇年四月一日、 益南村消防団を設置し、 その分団として益南村西部

消防団と益南村東部消防団を置くものとする。

<u>五</u> 河江村農業協同組合を益南村西部農業協同組合、 農業協同組合の名称変更を、左のとおりあっせんする。 小野部田村農業協同組合を

益南村東部農業協同組合と改称するものとする。

二六 農業共済組合の名称変更を、左のとおりあっせんする

益南村東部農業共済組合と改称するものとする。

河江村農業共済組合を益南村西部農業共済組合、

小野部田村農業共済組合を

(一七) 村民税の賦課率 均一課税とし、標準税率以上とする。

<u>一</u>八 大字および字の名称

両村の大字および字はの名称は、現在のままとする。

(二九)

保育所の設置

り河江村保育所を益南村西部保育所、 昭和二九年度において小野部田村に保育所を設置し、昭和三〇年四月一日よ 小野部田村保育所を益南村東部保育所と

命名するものとする。

=河江橋より守山八幡宮に至る県道の幅員の拡張

昭和三〇年度において、河江村小学校の第二校舎および家事室を改

修する。

 $\widehat{}$ 上住吉より沖塘に通じる村道の幅員(一メートル) の拡張

河江村巡査駐在所より県道までの側溝工事の実施

(二四) 清兵衛橋の改修

三五 長右衛門橋の改修

(三大) 事業計画の実施割合 河江村七・小野部田村三

益南村ほか二か町村の合併

合併の形式 小川町、 益南村および海東村を合体し、

実施の時期 昭和三三年三月三一日

 \equiv 新町名 町 '名を「小川町」とする。

役場の位置

熊本県下益城郡益田村大字南新田四七六番地とする。

豆 議員の選挙区および定数

- 議員の定数は、一八人とする。
- とおりとする。 新町発足後、旧町村の区域を単位に選挙区を設け、 議員の定数を次の

選挙による農業委員会委員の定数

小川選挙区 五人

益南選挙区

九人

海東選挙区

四人

選挙による農業委員会委員の定数は、一八人とする。

合併関係町村の職員の身分取扱い

- を保有せしめ、職員の勤続年数は、これを継承するものとする。 にある合併関係町村の一般職の職員は、引き続き新町の職員として身分 町村合併促進法第二四条の規定の例により、町村合併の際現にその職
- 考慮する。 特別職の退職手当に関しては、関係町村間の均衡を失しないよう別途

資産および負債

- 合併関係町村有資産は、 無条件で新町に引き継ぐ
- 合併関係町村有負債は、 無条件で新町に引き継ぐ。
- 国民健康保険

し、新町発足後三年以内において全区域に実施するよう考慮する。 益南村国民健康保険事業は、町村合併促進法第一八条の規定の例により存続

町民税の賦課率

よう調整し、昭和三六年度より均等課税する。 新市町村建設促進法第二二条の規定を適用し、 三か年以内に均衡を失しない

大字および字の名称

合併関係町村の大字および字は、現在のままとする。

中学校の統合 中学校は、 合併後統合するものとする。

益南村ほか二か町村合併における議会の議決を要する協定事項

合併形式 益南村の既定事実を認めた対等合併とする

- =職務執行者は、現益南村長とする。
- \equiv 臨時教育委員の定数 定数は五人とし、 次のとおりとする。

小川町二人 益南村二人 海東村一人

回 選挙管理委員会委員の定数 定数は三人とし、次のとおりとする。

小川町一人 益南村一人 海東村一人

豆 協議委員会の定数

定数は三三人とし、次のとおりとする。ただし、会長は益南村委員をもって

充てる

小川町八人 益南村一七人 海東村八人

子 職員の定数および給与

職員の定数は、益南村定数条例による人口比率を基準とする。その割

合は次のとおりである。

益南村一八人(職員一人当り人口五〇九・八人)人口八、六六六人

海東村九人(現員一四人)人口四、二三五人 小川町一一人(現員一五人)人口五、二四一人

ただし、人口は昭和三〇年一〇月一日の国勢調査による。

給与については合併前に調整する。 職員の整理は、合併前にそれぞれの町村において行なうものとする。

財産処分 財産区は設定しない。

八 中学校の統合 統合を原則とし、教育委員会にはかる。

九 役場出張所

役場出張所は置かない。ただし、 海東村に駐在職員を置くことを考慮する。

海東村の町村民税の賦課率は、 町村民税の賦課率 不均一課税を適用し、 昭和三三年度より昭和

二五年までとする。

昭和三二年度税率の割合とする。

合併の実施時期

合併の期日は、 昭和三二年度中、 その期日については関係町村長、議長に

4 合併時の三役及び正副議長

商

工 業

人

를 大

三六

河江村、小野部田村の合併

小野部田村	河江村	村名
吉村	桑原	E
運蔵	俊雄	長
江村	江口	助
勝記	勝義	役
井尻	三川	収入
秀雄	登	役
吉田弥	坂田伊	議
外生人	伊太郎	長
稼业	森田	副業
光五郎	初次	議長

$\stackrel{\frown}{=}$

海東村	小川町	益南村	町村名
松永	遠山	桑原	11
民雄	敬吉	俊雄	長
抽迫	柏原	吉村	助
利春	留己	優	役
松崎	佐野	平田	収入
豊藤	敏人	貢	役
河瀬	吉富	野田	議
一夫	達雄	保	長
上田	柏原	宮本	副業
英道	静樹	繁次	議長
_			

5

合併時の関係町村の現況表

生 産 額 農 鉱

工

計

千円 千円 千円 千円

1190、大011

他 産 産

> 二四九、三五二 三三

六一、六四七

一、三芸の

河江村、

小野部田村の合併

益南村ほか二か町村の合併

忆	1-	717						l					
松崎	佐野	平田田	収入				井尻	三川	収入				
豊藤	敏人	貢	役				秀雄	登	役				
河瀬	吉富	野田	議				吉田	坂田畑	議				
一夫	達雄	保	長				弥生人	伊太郎	長				
上田	柏原	宮本	副	- 1			稼	森田	副				
英道	静樹	繁次	議長				光五郎	初次	議長				
会	前												
社	17.7	市	県	玉	上	中	官		0	D	ŧ į		
社、工場、	年	町	県税	国税	上の学校	中学校以	官		生	り 生		 能	
会社、工場、事業場(上の学校 高	中学校以中		0	生合	1 3	美 月	態 	18日
社、工場、事業場(資本金F	年度予算	町村税納	税	税		中	官公公	<i>00</i>	書名 その他	阿子	美 1	態	
社、工場、事業場(資本金五百万円	年度予	町村税	税納	税納	高	_		の対意	生合	1 3	美 1	態 	都 持 勺 一 帮 二
社、工場、事業場(資本金五百万円以上)	年度予算総	町村税納税	税納税	税納税	高等	中		美龍	書台 その他 そ	阿子	美 剪	態とという。	村
社、工場、事業場(資本金五百万円以上)	年度予算総額千円	町村税納税額 千円	税納税額	税納税額千円	高等学	中学	公	計人	まさ その他 その他	到合	*	態業にその他	村 一 一
社、工場、事業場(資本金五百万円以上)	年度予算総額千	町村税納税額千	税納税額	税納税額	高等学	中学	公	計	まさ その他 その他	到合	*	態業にその他	村 一 一

(二) 益南村ほか二か町村の合併

人	区		
口人	Ź.	}	
一八、二四四	ر	ル リ ト	
五二四三	小川村	関	
八、七一	益南村	係	
图11回0	海東村	村	

戸 面

積

平方粁 数 \Box 人

四七四 三

七·八八 九〇 区

分

益 南

村

河 合 江

村 併

小 町 野 部

村

八、七四七

二、九七〇 田 村

-1068-

〇 四 五,四七 四五七

一、六二七

长0

五、四六

二、九七〇

캎

五0人

二、四六四

三六

【旧下益城郡豊野町における合併の歴史】

戸 面

> 平方粁 数

戸

鳧

盐

)回回,

L

<u>т</u>.

玉・六六

八・圭

山 下 巣 中 安 上 糸 崎 郷 林 間 見 郷 石 村 村 村 村 十 明二: 明二: 四 村	町村制前市制・町	(市制・町村制施行前から終戦時にかけての状況)	豊 野 村	
・四・一新設) 村 ―――――――――――――――――――――――――――――――――――	・町村制後終戦まで 終戦時	戦時にかけての状況)	(平一二・七・一町制施行) 豊野 村	

中学校以

学

校

官

公

署

ナし

 \mathcal{O} 牛. 業

割

合

そのだ

他

業

、六宝

二 二 二

三、公四

三八八

そ

0)

他

芸芸

0)

業態

計

Ŧį 三套

二、夳宝

八里岩 <u>=</u>

四

業 熊

> 業 都

態

計

一、当四

市的

そ 商 積

0 工

他

た 超九

i

業

上の学校

高 中

等

学

県 玉

税 税

納 納

税 税

美元

三世

臺

六三二 Ę

兲

九、七二〇

Ę

芒

四

九

市

税

納

生.

産

額

そ

他

四

産

四九 壱

兒

挰

2000年

雬 蓑

臺 四

| 0三、夫人0

計 0)

千円 千円 千円 千円

奎

一六、妻の

九、四九

三五、五八〇 110、六00 会社、 前

八工場 年 町

、事業場 度 村

(資本金五百万円以上)

予

算

総 税

額 額 額 額

千円 千円 千円 千円 校

六四、九二二 三四、四七四 四 Ę

、岩型七 会 盖

鉱 農

工

産

憲

旧地名から豊田組の ては、 したといわれている 二二年の町村制施行により豊田組 組をあわせて戸長によって治められることになった。 正によって政治が行われていた。六年に八代県は白川県となり、 下にあった。明治四年(一八七一)の廃藩置県の際、 よび上郷村は小熊野組と称して、 旧 旦別個の行政区域を形成したが、一七年には再び合併して一 藩 第九大区第一〇小区に属した。その後、 時代、 安見村、 「豊」と小熊野組の 山崎村、 糸 ともに中山手永に属し、 石村および巣林村は豊田 、小熊野組の七か村が合併して豊野村となった。 「野」の各一字をとり、 一二年に豊田郷、 七年の改正大小区制におい 両郷とも八代県に属し、 堅志田会所惣庄屋の管 組、 下 行政区域となり、 「豊野」の村名に 豊野組、 小熊野組の各村 郷村、 中間 小熊野 料お 里

2 町村合併促進法制定後の経緯

しかも、当時は人口も八、〇〇〇人以上あり、県の合併試案でも単独村としてな状況であった。村中山村との合併の意思もあったようであるが、地理的条件等により合併は困難昭和二八年(一九五四)に町村合併促進法が制定された際、村内の一部には隣

残されたものである。 ○○○人以上あり、県の合併試案でも単独村としてしかも、当時は人口も八、○○○人以上あり、県の合併試案でも単独村として

その後、平成一二年七月に、町制を施行するに至っている。